

令和6年第12回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月20日(金) 午前9時30分～10時30分

2 開催場所 さつま役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(9名)

1番	吉留 義晃	2番	
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2)推進委員(17名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番	池之野 智幸	15番		16番	水流 新蔵
17番		18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番		25番	
26番	堀之内 睦	27番		28番	大迫 勝哉
29番		30番	山口 治幸	31番	
32番	宮脇 純久	33番		34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3)職員(6名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地係主査	下牧瀬 嘉子
担い手支援室担い手支援係長	下大迫 誠
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(1名)

2番 南原 奈美子

5 会次第

(1)議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(3件)
(2)議案第2号	農地法第4条許可申請について	(2件)
(3)議案第3号	農用地利用集積計画について	(5件)
(4)議案第4号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	(14件)
(5)議案第5号	非農地証明願について	(1件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和6年第12回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、2番南原委員より欠席の申し出がありましたので、報告いたします。出席委員は、10名中9名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち15番久保蘭委員、17番内村委員、24番平島委員、25番大野委員、27番上屋敷委員、29番竹之内委員、31番狩宿委員、33番肝付委員から欠席の申し出があり、17名の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、8番山崎博文委員、9番坂元兼一委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明 12-1 番 所在：田原字 番 3、田、農振農用地区域内、1,861 m ² 、贈与による所有権移転 12-2 番 所在：田原字 番、田、農振農用地区域内、2,438 m ² 、所在：田原字 番 1、田、農振農用地区域内、1,980 m ² 、所在：田原字 番 2、田、農振農用地区域内、493 m ² 、売買による所有権移転 12-3 番 所在：中津川字 番、畑、農振農用地区域外、852 m ² 、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を

議長

お願いします。12-1 番、2 番、お願いします。

事務局
(堀口)

申請番号 12-1 番、2 番につきまして、調査をされた[]推進委員が本日欠席ですので、事務局で、調査結果を報告させていただきます。12-1 番、2 番ともに、今年の夏まで、地元の[]さんに貸出をしていた農地であるとのことでした。その[]の中で、当該農地のは[]さん、それから[]さんが担当されていて、今年の収穫が終わったあと、渡人の[]さん、それから[]さん、それぞれから[]に所有権移転をしたいという打診があり、[]の所有になしたくない、できませんということで、現在担当されている受人の方々に話が行ったということだったそうです。受人の方々も、規模拡大に繋がるのであればということで、そのまま[]に貸すような形になるのかもしれないけど、所有はしますという話で決まったという報告でした。現在、[]さん、[]さんが、管理、耕作されている農地であり、境界、それから今後の営農の見込みもあるということで、何の問題も無かったという報告でした。以上です。

議長

12-3 番、お願いします。

事務局
(堀口)

申請番号 12-3 番につきまして、調査をされた[]推進委員が本日欠席ですので、事務局で、調査結果を報告させていただきます。渡人の[]さんと受人の[]さんはいとこの関係ということでした。当該農地は、受人の[]さんの家の目の前であり、現在まで[]さんが管理、耕作をされている農地であったそうです。渡人の[]さんから、高齢で管理ができないから、あなたにあげるのので受け取ってもらえないかという話があつて、[]さんも、自宅の目の前であり、管理がしやすいということで受けるということで話がまとまったということでした。ここは、[]さんが、現在まで、管理、耕作されている農地であり、今後も営農の見込みがある。それから、境界、用排水路等、進入路も含めて、何ら問題無かったという報告を受けています。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 12-1 番から 3 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 12-1 番か 3 番は、許可することに決定いたします。

次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 12-1 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 12-1 番について説明

所在：宮之城屋地字[]番 1 の一部、畑、農振農用地区域外、828 m²のうち 506 m²、地種：第 2 種農地、所在：宮之城屋地字[]番 2 の一部、畑、農振農用地区域外、472 m²のうち 289 m²、地種：第 2 種農地、形態：転

事務局 (片野)	倒、用途：共同住宅用地、施設：共同住宅、施設面積：267.02 m²、申請事由：申請地に、共同住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
11 番委員	申請人の■■■■さんは、さつま町■■■■にお住まいの認定農業者であります。申請地、2筆の畑に共同住宅を作りたいということですが、現在は耕作してありました。申請地は4メートル道路に隣接しており、周りが住宅に囲まれていて、共同住宅としての利用はしょうがないかと思われます。道路の高さまで、少しかさ上げをして利用される予定だそうです。残地はそのまま畑として利用されると思われます。書類等審査の中で、1筆だけを使って住宅を作ればどうか、という話がありましたけれども、道路の関係で、真ん中に作らないと駐車場の利用がスムーズにいかないということで、こういう形をとられたそうです。そして、奥のほうに畑として使える部分がまだまだありますので、そうされるということでした。境界、進入路、排水に問題は無いと思いましたので、よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は、許可することに決定いたしました。 次に、2ページ、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-2番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-2番について説明 12-2番 所在：湯田字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,784 m²、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：532.72 m²、申請事由：申請地に、太陽光発電施設を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
13 番委員	この太陽光発電施設は、令和 3 年だったと思うんですけれども、営農型の太陽光発電設備ということで申請があり、許可が下りた案件であります。申請人の■■■■さんは、以前も体調はあまり良くなかったんですけれども、更にまた、別の病気とかで、ほとんどできない状態であります。当初はブルーベリーをとという話で、大阪の業者が苗を準備して植えるということになっていたんですけれども、福岡で苗を作っていたんですけれども、水害で苗がうまくできない、そうしているうちに、本人も体調を崩してということで、今後は営農ができないということで、前回の許可は取下げて、そのまま使って、普通の太陽光発電施設として使いたいということで申請があった案件であります。今年も 10 月頃に来て、きれいにしてありましたので、特に問題は無いと思われます。よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	この案件については仕方ないと思うんですが、病気などの理由で、営農型発電施設から普通の太陽光発電施設に変更することは、全ての農地で可能なんですか。
事務局 (片野)	第 1 種農地には基本的に太陽光発電施設は作れませんので、営農型ができなくなれば、撤去しなければなりません。今回の案件は、第 2 種農地だったので、普通の太陽光発電施設が設置できたところでございます。営農型ができなくなったから普通の野立て型に切り替えるという申請があったところでございます。
議長	よろしいですか。ほかに、ありませんか。 (なしの声あり) ほかに無いようですので、採決いたします。 議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 12-2 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 12-2 番は、許可することに決定いたしました。 次に、3 ページから 4 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 3 ページ、農用地利用集積計画書、4 ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長	それでは、5 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 5 ページ、12-1 番から 5 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 12-1 番から 5 番は、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 12-1 番から 5 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、6 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 6 ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 はじめに、私に関わる案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、私はここで退室します。 また、さつま町農業委員会総会 会議規則 第 5 条第 2 項の規定より、議長は、吉留義晃会長代理をお願いします。 {池山会長退室}
議長 (吉留代理)	池山会長に代わりまして、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力ください。 それでは、7 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-8 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 7 ページ、12-8 番について朗読及び説明
議長 (吉留代理)	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-8 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-8 番は、妥当とする

議長 (吉留代理)	ことに決定いたします。 池山会長の入室をお願いします。{池山会長入室} ここで、議長を、池山会長と交代いたします。スムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
議長	議長を交代しました。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が、あと3件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず、7ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、12-5番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の7ページ、12-5番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の12-5番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の12-5番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、7ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の12-7番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の7ページ、12-7番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の12-7番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の12-7番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、8ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見に

議長 について」の農地中間管理権と利用権設定の 12-9 番を議題といたします。
 委員の退室をお願いします。{ 委員退室 }
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (下牧瀬) 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地
 中間管理権と利用権設定の 8 ページ、12-9 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声あり)
 よろしいですか。それでは採決いたします。
 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地
 中間管理権と利用権設定の 12-9 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手
 をお願いします。
 (全員挙手)
 全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意
 見について」の農地中間管理権と利用権設定の 12-9 番は、妥当とすること
 に決定いたします。
 委員の入室をお願いします。{ 委員入室 }

次に、7 ページから 8 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案
 に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委
 員に関わる案件以外の案件を議題といたします。
 事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (下牧瀬) 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地
 中間管理権と利用権設定の 7 ページから 8 ページ、農業委員、推進委員に
 関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声あり)
 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集
 積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員
 に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手
 をお願いします。
 (全員挙手)
 全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意
 見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わ
 る案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、9 ページ、議案第 5 号「非農地証明願について」を議題といたしま
 す。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (片野) 議案第 5 号「非農地証明願について」説明
 12-1 番
 所在：宮之城屋地字 番 7、畑、農振農用地区域外、4.57 m²、判定
 地目：雑種地、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお
 願いします。12-1 番、お願いします。

11 番委員	申請人の■■■さんは現在、■■■市にお住まいです。申請地の畑においては、道路を作る際の残地として残っており、現在は隣接する土地の地目、雑種地と変わらないような状態でした。畑としての利用は難しいと思いましたので、雑種地としての扱いでよいと思いました。よろしくお願いします。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号「非農地証明願について」の12-1番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願について」の12-1番は、妥当とすることに決定いたします。
議長	次に、議題(6)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局等	(事務局等より協議・連絡事項あり) ・先進地研修報告(山都町、人吉市)について ・活動記録の徹底について(活動記載事例の紹介など) ・地域計画の策定に向けた各区の農業を考える会への出席依頼について(担い手支援室) ・新年交流会の開催について(令和7年1月総会開催日の夜に開催予定) ・農業者年金加入推進の活動について ・農業委員会手帳の配付について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和6年第12回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員